

# 三重の土地改良アラカルト

## 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業について

### 【はじめに】

ウクライナ危機や円安など世界情勢が不安定な中、原油価格高騰により電気料金が値上がりし、農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るため、土地改良区等が管理する用排水機場等の農業水利施設の操作・運転に必要な電気料金の高騰分に対して支援する「土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業」を創設しました。

### 【支援事業の内容】

#### 1. 対象

##### <対象施設>

国営、県営土地改良事業で造成した農業水利施設  
 国、県の補助を受けて造成した農業水利施設

##### <対象者>

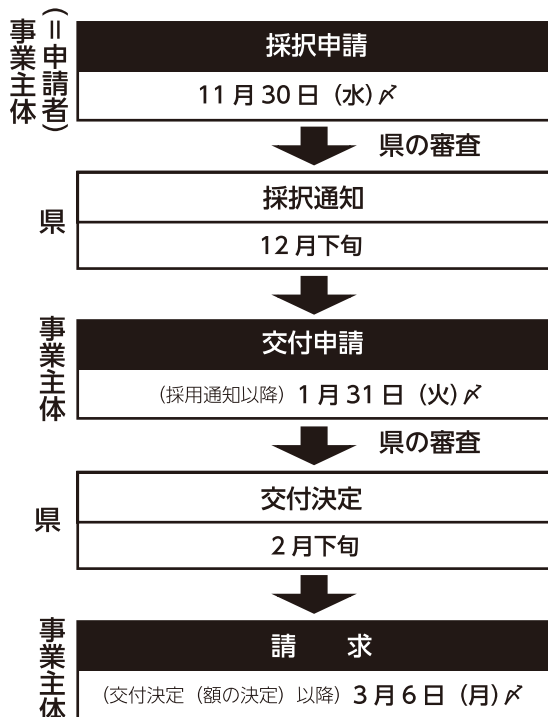
上記施設を管理する土地改良区等  
 ・土地改良区、土地改良区連合  
 ・複数の農業者が利用する農業水利施設を管理する農業者が構成員となる水利組合等の団体（定款や規約を定めている団体が対象）

#### 2. 支援内容

##### <支援額>

令和4年4月から10月分の使用電力量 × 基準単価4円/kWh × 1/2 以内

#### 3. 事業の流れ



### 【申請について】

<採択申請書提出期限> 令和4年11月30日(水)まで

※ 消印有効

<提出先> 三重県農林水産部農業基盤整備課

<提出方法>

・郵送または持参

〒514-8570 津市広明町13番地(県庁6階)

・メール nokiban@pref.mie.lg.jp

・FAX 059-224-3153

※ 1週間以内に受領のご連絡をします。

1週間経っても連絡がない場合は、問い合わせ先へお電話願います。

### 【問い合わせ】

三重県農林水産部 農業基盤整備課  
 農業基盤企画班まで

・TEL: 059-224-2556

農業水利施設を管理している農業者の皆様へ

用排水機場等の農業水利施設の操作・運転に必要な  
**電気料金**の高騰分を**支援**します

**三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業**

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 1. 国営または県営土地改良事業で造成した農業水利施設<br>2. 国または県から補助を受けて造成した農業水利施設                       |
| 対象者  | 上記施設を管理する土地改良区等の団体<br>〔土地改良区、土地改良区連合のほか、定款や規約を定めている農業水利施設を管理する農業者が構成員の水利組合等の団体〕 |
| 支援内容 | 令和4年4月から令和4年10月分の<br><b>使用電力量 × 4円/kWh × 1/2 以内</b>                             |

申請期限 | 令和4年11月30日(水) ※消印有効

※写真はイメージです

お問い合わせ / 三重県農林水産部農業基盤整備課

電話: 059-224-2556  
 ファクス: 059-224-3153  
 メール: nokiban@pref.mie.lg.jp

三重県ホームページに  
様式を掲載しています

三重県 土地改良区 電気料金 検索